

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、お客さまや地域のみなさま、株主・投資家のみなさま、ビジネスパートナー、従業員、その他社会の多くのみなさまとの対話を重ねつつ、その期待に誠実にお応えし、信頼をいただくことが、当社グループの事業運営の基盤であると考えている。

そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化をはかるための体制・施策の整備に努めている。

また、今回の地震と津波の経験を踏まえ、非常災害に対するリスク管理体制等について検証を行っていく。

① 会社の機関等の内容

イ. 取締役会（取締役）・常務会等

取締役会は、社外取締役1名を含む17名（定員は20名以内）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督している。

取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される常務会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定をはかり、効率的な会社運営を実施している。また、執行役員制度を導入し、当社グループ全般にわたる経営課題に取り組む取締役と、特定の業務の責任を担う執行役員の位置付けを明確化している。

なお、経営全般にわたる重要課題に対し、会社全体としての方向性を審議、調整、立案するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。

また、報酬の客観性・透明性を確保することを目的として、社外者を中心とする報酬委員会を設置している。

ロ. 監査役（監査役会）

監査役は7名を選任しており、うち4名は社外監査役、また1名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する常任監査役である。監査役会は監査役間の協議等を行うため、原則として毎月1回、また必要に応じて開催されている。監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、本店及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、取締役の職務執行状況等について、厳正な監査を実施しており、定期的に開催される取締役との会合等において意見交換している。また、監査役監査に係る業務を実務的に補佐する専任の組織である監査役業務部を設置し、必要な人員（人員14名）を配置している。なお、監査役業務部に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議している。

ハ. 会計監査人（監査法人）

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けている。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
池上 玄	新日本有限責任監査法人
岡村 俊克	新日本有限責任監査法人
春日 淳志	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名、その他6名となっている。

② 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、平成18年4月制定、平成23年5月改定）をもとに、「内部統制委員会」が中心となって、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、同委員会のもとで、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表取締役、業務担当取締役、執行役員、本部長、部長等が適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。

内部監査については、品質・安全監査部（人員32名）、原子力品質監査部（人員37名）が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査している。主要な内部監査結果は、常務会等に報告され、所要の改善措置がとられている。特に、原子力部門の安全・品質監査に関しては、弁護士や学者等の社外有識者のみで構成される「原子力安全・品質保証会議」による総合的な審議を経て、厳正・公正に実施している。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底をはかるため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさま向けに決算等の説明会の開催、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

③ コーポレート・ガバナンス体制の採用理由等

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社を採用している。取締役には社外取締役を1名選任しているほか、内部監査を担当する取締役を2名置いており、また監査役には社外監査役を4名選任している。

社外取締役は、幅広い経験と見識等をもとに、取締役会において適切な意思決定がなされるよう外部的な視点から助言し審議の充実をはかるとともに、取締役の職務執行を監視・監督している。また社外監査役は、幅広い経験と見識等をもとに、中立の立場から客観的な視点に基づき代表取締役及び取締役会に対して質問や意見を述べ、取締役の職務執行を監査している。さらに、監査役、内部監査担当取締役及び会計監査人は、それぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査結果に関する意見交換等により相互連携をはかっている。なお、社外取締役1名及び社外監査役4名は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えている。

当社は、こうした体制のもと経営に対する十分な監査・監督機能を確保し、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行の実現をはかっている。

④ 役員報酬等の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	賞与金	
取締役 (社外除く)	700	700	—	22
監査役 (社外除く)	98	98	—	4
社外役員	66	66	—	7

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、月例報酬及び賞与金から構成されており、平成19年の株主総会において承認された年額12億円の報酬枠の範囲内で支給することとしている。さらに、業務を執行する取締役の報酬については、業績連動報酬制度を導入しており、年度業績を月例報酬及び賞与金の一部に反映させることとしている。具体的な支給額については、客観性・透明性を確保する観点から、社外取締役及び社外有識者を中心とする報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することとしている。

監査役の報酬については、平成19年の株主総会において承認された年額2億4,000万円の報酬枠の範囲内で月例報酬を支給することとしている。具体的な支給額については、監査役の協議により決定することとしている。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の運転停止に伴う厳しい収支状況に鑑み、平成19年11月以降、業務を執行する取締役については、賞与金を不支給としたうえで総報酬の20%の減額を継続してきたが、東北地方太平洋沖地震発生以降の当社の置かれている厳しい状況を踏まえ、さらなる報酬の減額を実施することとし、平成23年5月より当分の間、代表取締役については報酬の全額を返上し、常務取締役は総報酬の60%を減額することとしている。また、監査役についても、監査役の協議により、取締役に準じた減額をしている。

⑤ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

245銘柄 325,686百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 (前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
KDDI (株)	357,541	173,049	当社事業の円滑な遂行
(株)三井住友フィナンシャルグループ	2,408,338	7,441	当社事業の円滑な遂行
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,134,571	5,945	当社事業の円滑な遂行
(株)みずほフィナンシャルグループ	26,414,320	4,886	当社事業の円滑な遂行
三井不動産(株)	2,691,186	4,270	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	3,977	当社事業の円滑な遂行
AOCホールディングス(株)	6,839,920	3,953	当社事業の円滑な遂行
東日本旅客鉄道(株)	536,300	3,485	当社事業の円滑な遂行
野村ホールディングス(株)	4,081,968	2,812	当社事業の円滑な遂行
東海旅客鉄道(株)	3,569	2,541	当社事業の円滑な遂行

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
KDDI (株)	357,541	184,133	当社事業の円滑な遂行
第一生命保険(株)	80,023	10,042	当社事業の円滑な遂行
(株)三井住友フィナンシャルグループ	2,408,338	6,227	当社事業の円滑な遂行
三菱重工業(株)	15,107,000	5,770	当社事業の円滑な遂行
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,134,571	4,659	当社事業の円滑な遂行
AOCホールディングス(株)	6,839,920	3,816	当社事業の円滑な遂行
三井不動産(株)	2,691,186	3,694	当社事業の円滑な遂行
(株)みずほフィナンシャルグループ	26,414,320	3,645	当社事業の円滑な遂行
東日本旅客鉄道(株)	536,300	2,480	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	2,417	当社事業の円滑な遂行
東海旅客鉄道(株)	3,569	2,351	当社事業の円滑な遂行
日本コンクリート工業(株)	7,204,518	1,938	当社事業の円滑な遂行
野村ホールディングス(株)	4,081,968	1,775	当社事業の円滑な遂行
三菱地所(株)	1,174,000	1,651	当社事業の円滑な遂行
静岡瓦斯(株)	3,000,000	1,554	当社事業の円滑な遂行
大崎電気工業(株)	1,779,688	1,357	当社事業の円滑な遂行
住友信託銀行(株)	2,145,403	924	当社事業の円滑な遂行
松竹(株)	1,290,000	775	当社事業の円滑な遂行
日本空港ビルディング(株)	714,100	749	当社事業の円滑な遂行
(株)大和証券グループ本社	1,934,178	738	当社事業の円滑な遂行
(株)東京放送ホールディングス	665,280	650	当社事業の円滑な遂行
スルガ銀行(株)	854,700	630	当社事業の円滑な遂行
(株)千葉銀行	1,047,557	488	当社事業の円滑な遂行
中央三井トラスト・ホールディングス(株)	1,547,025	456	当社事業の円滑な遂行
(株)ACCESS	4,500	405	当社事業の円滑な遂行
(株)テレビ朝日	3,100	402	当社事業の円滑な遂行
日本工営(株)	1,262,478	380	当社事業の円滑な遂行
石油資源開発(株)	75,800	315	当社事業の円滑な遂行
日本電信電話(株)	81,600	304	当社事業の円滑な遂行
みずほ信託銀行(株)	2,704,000	202	当社事業の円滑な遂行

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑦ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

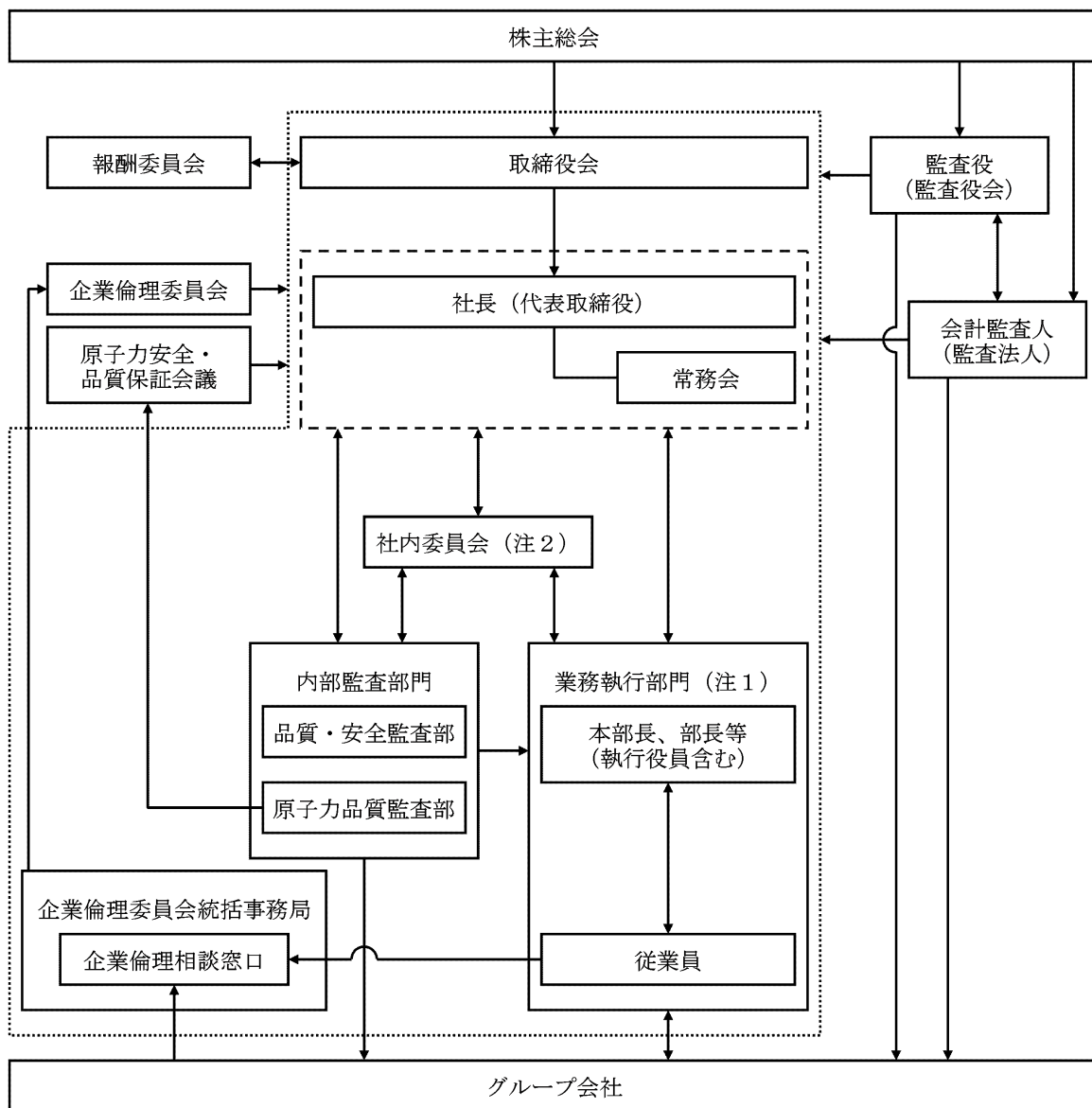
当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

なお、今後も、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向け、当社にふさわしい経営機構等について引き続き検討していく。

<会社の機関・内部統制等の関係>



(注1) 本店本部・部、店所（支店、電力所、火力事業所等）、第一線機関、カンパニー

(注2) 防災対策委員会、リスク管理委員会、品質・安全委員会、CSR委員会、内部統制委員会 等

<「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（平成23年5月20日改定）>

当社は、「エネルギーの最適サービスを通じてゆたかで快適な環境の実現に貢献します」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努める。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員がこれを遵守するよう監督する。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (3) 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、常務会、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- (3) 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、企業倫理担当取締役が中心となって、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

6. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
 - (2) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
 - (3) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 当該組織に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。
- (3) 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役員及び従業員から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- (4) 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	136	8	140	20
連結子会社	86	1	84	1
計	223	9	224	21

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社12社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は45百万円である。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社11社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は37百万円である。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準の適用に伴う影響度調査等に関するコンサルティング業務である。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準の適用に伴う影響度調査等に関するコンサルティング業務などである。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定については、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を経たのち、取締役会決議により行っている。